

議案第19号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

保険料率を改めるとともに、保険料の減額の特例適用期間を延長するほか、
所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1号中「3万1,200円」を「3万3,600円」に改め、同条第2号中「3万9,000円」を「4万2,000円」に改め、同条第3号中「4万6,800円」を「5万400円」に改め、同条第4号中「4万9,920円」を「5万3,760円」に改め、同条第5号中「6万2,400円」を「6万7,200円」に改め、同条第6号中「6万8,640円」を「7万3,920円」に改め、同号ア中「掲げる合計所得金額」を「掲げる合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第7号中「7万8,000円」を「8万4,000円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第8号中「9万3,600円」を「10万800円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第9号中「10万6,080円」を「11万4,240円」に改

め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第10号中「11万8,560円」を「12万7,680円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第11号中「13万7,280円」を「14万7,840円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第13号イ」に改め、同条第12号中「14万9,760円」を「16万1,280円」に改め、同号イ中「に該当」を「又は次号イに該当」に改め、同条第13号中「16万5,360円」を「19万4,880円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 17万8,080円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が3,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）に該当する者を除く。）

第15条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、又は免除することにつき相当の事由が生じたと市長が認めたこと。

第15条第2項各号列記以外の部分中「前前月」を「前々月」に改める。

第21条中「第1号」を削る。

附則第8条第6号ア中「合計所得金額（」を「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に掲げる合計所得金額（」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、「とする」を「とする。）をいう」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例）

第8条の2 平成30年度から平成32年度までにおいて第8条の規定を適用する場合においては、同条第1号中「3万3,600円」とあるのは、「3万240円」とする。

附則第10条の見出し中「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成29年度まで」を「平成32年度まで」に、「平成29年度」を「平成27年度及び平成28年度においては介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正前の令第39条第1項第2号及び第3号、平成29年度」に改め、同条第1号中「前前年」を「前々年」に改め、同条第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第4号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の調布市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第21条及び附則第10条第4号の規定を除く。）は、平成30年度以後の年度分の保険料に係るものについて適用し、同年度前の年度分の保険料に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第21条の規定は、附則第1項本文に規定する日以後の命令又は質問に係る行為について適用し、同日前の命令又は質問に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例附則第10条第4号の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料に係るものについて適用し、同年度前の年度分の保険料に係るものについては、なお従前の例による。